

○ 整備事業

(令和7年4月1日更新)

- (整備－1) 施設の単純更新は可能か。
- (整備－2) 農業者が取組主体となり得ることから、整備事業により施設整備を行う場合の営農継続性の担保は必須とすべきではないか。
- (整備－3) 整備事業を行う場合、都道府県等の附帯事務費は助成対象となるのか。
- (整備－4) 民間事業者も取組主体となることから、自社調達を行う場合の利益排除の考え方を明確にするべきではないか。
- (整備－5) 農業法人等が、過去にJAが整備したカントリーエレベーター等の受益地内で、産地生産基盤パワーアップ事業を活用して新たにライスセンターを整備することは可能か。
- (整備－6) 米について、乾燥調製施設等の施設や地域（中山間地域等）によって、交付率はどのように違うのか。
- (整備－7) 整備事業の既存施設の改修はどのような場合に助成対象となるのか。（修正）
- (整備－8) 飼料用米用の施設を整備することは可能か。
- (整備－9) 複数の施設を、1つの取組主体事業計画で整備することは可能か。
- (整備－10) 配分基準について、「共通メニュー」を選択する際の留意点は。
- (整備－11) 農産物輸出に向けた体制整備の取組において、優先枠加算ポイントを加算することのできる取組主体事業計画の考え方いかん。
- (整備－12) ポイント加算の対象となる重点品目の対象にはどのような品目が該当するのか。（修正）
- (整備－13) 輸出用米や米粉用米に取り組む場合、輸出用米・米粉用米の面積が過半でなければポイントを加算できないのか。
- (整備－14) どのような場合にポイントを加算できるのか。
- (整備－15) 重点品目加算ポイントにおける輸出の取組において、「目標年度までに輸出に取り組む計画を策定している」とは、いつまでにどのようなものを策定していれば対象となるのか。
- (整備－16) 重点品目又は準重点品目以外の品目に取り組む場合、取組主体において重点品目又は準重点品目の輸出実績があれば、ポイント加算してもよいのか。
- (整備－17) 木造の低コスト耐候性ハウスの整備は支援対象となるか。
- (整備－18) 化石燃料に依存しない加温設備を基本とする理由いかん。

（整備－１）施設の単純更新は可能か。

（答）

- 1 施設の単純更新は不可である。
- 2 ただし、既存施設の再編合理化に取り組む場合は、強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）と同様の運用とする。

（整備－２）農業者が取組主体となり得ることから、整備事業により施設整備を行う場合の営農継続性の担保は必須とすべきではないか。

（答）

個人の農業者が施設整備を行う場合は、

- ① 青色申告等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること
- ② 後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていることを要件としている。

（整備－３）整備事業を行う場合、都道府県等の附帯事務費は助成対象となるのか。

（答）

整備事業を行う場合における都道府県等の附帯事務費の取扱いについては、強い農業づくり総合支援交付金と同様の運用とし、交付対象となる附帯事務費の額は、対象となる整備事業に要する総事業費に１％を乗じて得た額の１／２以内（「強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱」別記１別表５及び別表６参照。）となる。

（整備－４）民間事業者も取組主体となることから、自社調達を行う場合の利益排除の考え方を明確にするべきではないか。

（答）

- 1 本事業は、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和４年４月１日付け３新食第２０８８号、３農産第２８９７号、３畜産第１９９１号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知）を準用することとしている。

- 2 このため、以下の①から③までに掲げる場合には、それぞれ、当該①から③までに定める利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとしている。

ただし、１００％同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む２者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要としている。

利益等排除の対象範囲は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号）第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いて判断するものとする。

- ① 取組主体の自社調達の場合

原価をもって交付対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

② 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって交付対象額とする。

ただし、交付額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、交付対象としない。

③ 取組主体の関係会社からの調達の場合

取引価格をもって交付対象経費に計上する。

ただし、交付額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、交付対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されることを要するものとする。

(整備－５) 農業法人等が、過去にＪＡが整備したカントリーエレベーター等の受益地内で、産地生産基盤パワーアップ事業を活用して新たにライスセンターを整備することは可能か。

(答)

１ 農業法人等が、ＪＡによるカントリーエレベーター等の利用に関する意向調査等において、カントリーエレベーター等を利用しないこととしていた場合は、新たにライスセンターを整備することは可能である。

２ 他方、農業法人等が、ＪＡによる意向調査等において、カントリーエレベーター等を利用することとしていた場合は、受益が重複するため、原則として、新たにライスセンターを整備することはできないこととなる。

３ しかしながら、ＪＡが整備したカントリーエレベーター等が長期間（１０年間）を経過し、都道府県として地域農業の活性化を図る上で必要な整備であると説明できる場合は、新たにライスセンターを整備することも可能とする。

４ ただし、いずれの場合においても、農業法人等とＪＡは、農業法人等がカントリーエレベーター等を有効利用することについて予め相談することとし、ＪＡは農業法人等がカントリーエレベーター等を利用しやすくなるような条件（大口割引、サイロ貸出等）を検討することとする。

なお、農業法人等が新設するライスセンターの受益地が複数の既存ライスセンター等にまたがる場合、当該農業法人等は該当する全てのカントリーエレベーター等と同様の考え方で整理することとする。

５ また、ＪＡは、カントリーエレベーター等の受益地内において、農業法人等が新たにライスセンターを整備することとなった場合においては、新たな利用者を募る等により稼働率が下がらないように努めるものとする。

(参考) 過去に整備したＪＡのカントリーエレベーター等の受益地内において、農業法人等が新たにライスセンターを整備する場合の考え方

	カントリーエレベーター等の整備後	
	10 年未満	10 年以上経過
農業法人等が、ＪＡの意向調査等でカントリーエレベーター等を利用することとしていた場合	整備できない	整備できる（地域農業の活性化を図る上で必要な整備であると説明できる必要）
農業法人等が、ＪＡの意向調査等でカントリーエレベーター等を利用することとしていなかった場合	整備できる	整備できる

（整備－６）米について、乾燥調製施設等の施設や地域（中山間地域等）によって、交付率はどのように違うのか。

（答）

米の施設を整備する際の地域（中山間地域等）による交付率の違いは下表のとおり。

施設		地域	
	整備内容	平場	中山間地域等※
育苗施設		4/10	1/2
乾燥調製施設 （ライスセンター）	・建物 ・集排じん設備 ・処理加工施設 ・副産物処理加工施設 ・これらの附帯施設の整備、基礎工事	交付率1/3	交付率1/2
	上記以外	交付率1/2	
集出荷貯蔵施設	・建物 ・集排じん設備 ・これらの附帯施設の整備、基礎工事	交付率1/3	交付率1/2
	上記以外	交付率1/2	
その他施設 （乾燥調製貯蔵施設（カントリーエレベーター）、加工施設等）		交付率1/2	

※中山間地域等（別記２のⅡの（10）のアの（イ）に定める地域をいう。）が受益地区の過半を占める場合。

（整備－７）整備事業の既存施設の改修はどのような場合に助成対象となるのか。（修正）

（答）

- 令和元年度補正予算から、既存施設を新用途へ仕向ける（能力の増強を含む。）ために内部設備の導入と一体的に行う既存施設の改修等（耐震化工事、内部設備の撤去、中古施設の取得を含む。）について助成対象としたところ。
- その際、新用途へ仕向けるための内部設備の導入等と一体的に行うことに加え、

- ① 新設より中古施設の改修等の方が経済的に優位であること
- ② 施設の法定耐用年数（注）が10年以上であること等
- ③ 補助事業により取得した財産の改修等の場合は必要な財産処分手続を行うことが必要となる。

（注）残年数でなく、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める施設等ごとの耐用年数により判断する。

- 3 なお、事業の実施に当たり既存施設を活用する場合には、導入する設備が適切に効果を発揮しうよう、専門家の診断等を受けて必要に応じ耐震化工事等を行い、当該内部設備の法定耐用年数以上の期間、支障なく施設を使い続けられることを予め確認しておくことが必要となる。

（整備－8）飼料用米用の施設を整備することは可能か。

（答）

本事業を活用して飼料用米用の取扱いが主となる施設を整備することはできない。

※ 飼料用米については、「今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、その国際競争力を強化するとともに、生産体制を一層強化することが早急に必要である。」としている本事業の趣旨に十分合致していない点を踏まえ、令和2年2月の実施要綱の改正で配分基準の成果目標から削除している。参考：強い農業づくり総合支援交付金については、従前どおり。

（整備－9）複数の施設を、1つの取組主体事業計画で整備することは可能か。

（答）

一方の施設だけでは効果が得られないなど、複数の施設を一体的に整備する必要があると認められる場合に限り、1つの取組主体事業計画で整備することが可能。

（整備－10）配分基準について、「共通メニュー」を選択する際の留意点は。

（答）

- 1 共通メニュー（類別P1～P4）については、2つの成果目標のうち1つまで選択することができる。
- 2 ただし、品目メニューで重複を禁止している類別（例えば「生産コスト縮減」と「労働時間の縮減」、「単位面積当たり収量増」と「単位面積当たり販売額増」等）と同様に、品目メニューの類別と実質的に同一の目標となる共通メニューを選択することはできない。

(整備－11) 農産物輸出に向けた体制整備の取組において、優先枠加算ポイントを加算することのできる取組主体事業計画の考え方いかん。

(答)

産地パワーアップ計画において農産物輸出に係る目標が掲げられており、原則として、この目標と整合性のとれた取組主体事業計画となっていることが必要である。

(整備－12) ポイント加算の対象となる重点品目の対象にはどのような品目が該当するのか。
(修正)

(答)

- 1 高品質な我が国農産物を求める海外の需要や現時点で輸入品に賄われており今後の伸びが期待される国内需要に対応した国内生産を拡大するため、輸出拡大が有望な品目、輸入シェアの奪還が重要な品目について重点品目・準重点品目（下表）に設定し、収益性向上対策の採択に当たってポイントを加算して重点的に支援することとしている。

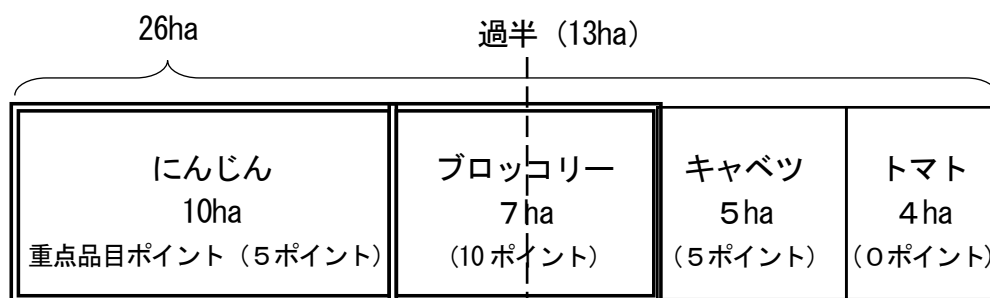
重点品目ポイント加算ポイントの内容		
	重点品目	準重点品目
ポイント	輸出の取組：10ポイント その他の取組：5ポイント	輸出の取組：5ポイント その他の取組：2.5ポイント
野菜	いちご、たまねぎ、えだまめ、メロン、かぼちゃ、ねぎ、ブロッコリー	にんにく、キャベツ、すいか、ごぼう、ほうれんそう、ながいも、にんじん
果樹	りんご、ぶどう、かんきつ類、もも、かき	キウイフルーツ、おうとう、くり、日本なし、うめ
花き	切り枝、スイートピー、トルコギキョウ、リンドウ、グロリオサ、ボタン・シャクヤク、ダリア、ラナンキュラス、宿根カスミソウ、クリスマスローズ、キク	カーネーション、イヌマキ、盆栽類、切り葉
畑作物・地域特産物	茶、かんしょ（でん粉原料用及びアルコール用を除く。）、ばれいしょ（生食用を除く。）	薬用作物、いぐさ
土地利用型作物	輸出用米、米粉用米、小麦、大豆	麦類（二条大麦、六条大麦、はだか麦）、豆類（小豆、いんげん、落花生）

注：その他の品目であっても、「輸出事業計画」に認定された取組又は「輸出拡大戦略」に基づき輸出産地としてリスト化された産地の取組は5ポイント加算する。

- 2 なお、複数品目に係る計画にあつては、重点品目または準重点品目のうち、目標年度における栽培面積の大きい品目から順に過半を占めるまでの品目のうち最大のポイントを加算するものとする。

(例1) 加算されるケース

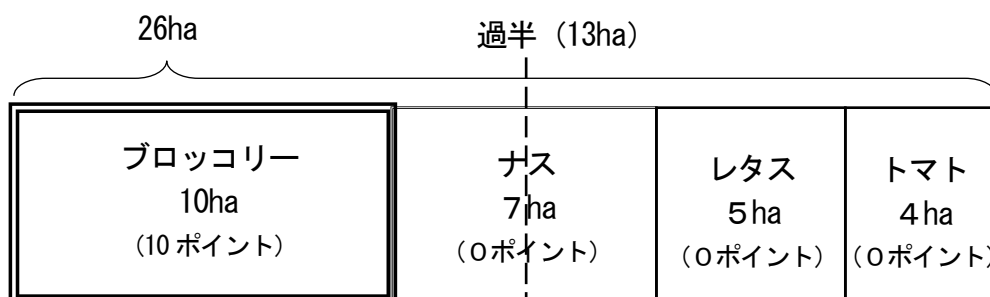
にんじん10ha、ブロッコリー7ha、キャベツ5ha、トマト4ha（合計26ha）の場合



過半を占めるにんじん・ブロッコリーのうち重点加算ポイントの高い「ブロッコリー」の10ポイントを加算。

(例2) 加算されないケース

ブロッコリー10ha、ナス7ha、レタス5ha、トマト4ha（合計26ha）の場合



重点品目または準重点品目が過半を占めていないため、加算されない。

(整備-13) 輸出用米や米粉用米に取り組む場合、輸出用米・米粉用米の面積が過半でなければポイントを加算できないのか。

(答)

- 1 稲を対象とした取組であって、その一部を輸出や米粉に仕向ける場合は、稲全体の面積が産地パワーアップ計画の対象面積の過半を占めていれば加算の対象になる。
- 2 なお、輸出用米の場合、輸出に係る成果目標を設定していることを必須とする。

(整備-14) どのような場合にポイントを加算できるのか。

(答)

ポイント加算の考え方については以下のとおり。

取り組む品目	輸出の取組	輸出実績がある	輸出の取組以外
重点品目	10点	10点	5点
準重点品目	5点	5点	2.5点

(整備－15) 重点品目加算ポイントにおける輸出の取組において、「目標年度までに輸出に取り組む計画を策定している」とは、いつまでにどのようなものを策定していれば対象となるのか。

(答)

輸出実績があるか、目標年度までの具体的な計画（定量的なもの。様式不問。）を策定していることが必要であり、事業要望の審査時に輸出計画については輸出される農産物等の種類や年度、輸出先国、取扱（予定）数量等、輸出実績についてはその実績がわかるものにより、その計画内容を確認するものとする。

(整備－16) 重点品目又は準重点品目以外の品目に取り組む場合、取組主体において重点品目又は準重点品目の輸出実績があれば、ポイント加算してもよいか。

(答)

ポイントを加算することはできない。重点品目又は準重点品目に取り組む場合に限ってポイントを加算することができる。

(整備－17) 木造の低コスト耐候性ハウスの整備は支援対象となるか。

(答)

- 1 低コスト耐候性ハウスについては、（共通2）の施設の基準において、
 - ① 50m/s以上の風速又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる
 - ② 同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものと定義しているが、部材を限定しておらず、木材を利用した場合であっても対象となる。
- 2 地域の実情に応じて、木造を含め、最適な部材を選択していただきたい。

(整備－18) 化石燃料に依存しない加温設備を基本とする理由いかん。

(答)

- 1 令和3年5月に決定されたみどりの食料システム戦略において、2050年までに化石燃料を使用しない園芸施設へ完全に移行することを掲げたところ。
- 2 エネルギー転換を一層推進するため、低コスト耐候性ハウス等を整備する場合は、化石燃料に依存しない加温方法を基本としたところ。
- 3 一方で、加温方法について、地域の気候条件や品目の特性等を踏まえ十分検討を行った結果、化石燃料のみに依存した加温設備とする場合は、その検討結果を事業実施計画書に添付することを要件とする。